

札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 20 条に次の 1 項を加える。

7 救護施設の設置者は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(2) 第 25 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第 2 項中「第 2 項」の次に「及び第 7 項」を加える。

(3) 第 26 条第 1 項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

救護施設及び更生施設の設備及び運営の基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、本市における当該基準を改めるため、本案を提出する。